

# 一般社団法人レーザセンシング学会規程

## 若手奨励賞（廣野賞発表賞）選考規程

令和 6（2024）年 8月 9日 制定

### （目 的）

第 1 条 本規程は、委員会に関する規則第 3 条第 5 項(1)に基づき、一般社団法人レーザセンシング学会（以下、「本会」という）が主催するレーザセンシングシンポジウム（以下、「LSS」とする）において、若手研究者の研究を奨励するため、優秀な論文を発表した若手研究者を表彰する若手奨励賞（廣野賞発表賞）（以下、「発表賞」という）の選考等について必要な事項を定める。

### （対 象）

第 2 条 発表賞は、LSS において若手研究者が発表した論文を対象とする。

### （対象者）

第 3 条 発表賞は、LSS 終了日における満年齢が 3 5 歳を越えない本会の正会員または学生会員を対象とする。ただし、過去に本会（前身のレーザ・レーダ研究会を含む）から若手奨励賞（廣野賞）あるいは類似の賞、または若手奨励賞（廣野賞発表賞）を受賞した者は対象者とししない。

### （表彰件数）

第 4 条 発表賞の表彰は、原則として毎回 1 名とする。

### （選 考）

第 5 条 発表賞は、表彰委員会が選任した廣野賞発表賞選考小委員会（以下、「小委員会」という）が表彰者の選考を行う。

- 2 発表賞は、以下の基準を満たした発表から小委員会が選考する。
  - ・独創性や論理性など高い研究の質を有していること
  - ・技術開発等のレーザセンシング研究の発展に寄与する研究であること
  - ・当該研究に対して受賞対象者が十分に寄与していること
  - ・適切な説明や的確な質疑応答など、優れた発表であること
- 3 表彰委員会は、選考結果と選考理由を理事会に報告する。

### （表 彰）

第 6 条 発表賞の表彰は、LSS において行う。

- 2 受賞者には、表彰状を授与し、賞金 1 万円を贈呈する。
- 3 受賞者には、レーザセンシング学会誌に当該発表内容を含む論文等の投稿を推奨する。

### （公 表）

第 7 条 発表賞の公表は、本会ホームページにおいて行う。

### 附 則

- 1 この規程は、令和6（2024）年8月9日より施行する。
- 2 令和4（2022）年6月2日制定の若手奨励賞（廣野賞）選考規程は、これを廃止する。

令和 6（2024）年 8月 9日 制定・施行